物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、石川県財務規則第130条の2第3号の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 随意契約した内容
 - (1) 調達物品(役務)名 校舎管理業務委託(駐在)
 - (2) 調達物品(役務)の規格・数量等 校舎内における整備管理、電話窓口の対応業務 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 平成29年12月31日から平成30年1月2日の3日間を除く。 平日17時20分から19時20分まで
- 2 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 住 所(所在地):輪島市河井町15部13番地17 氏 名(名 称):公益社団法人 輪島市シルバー人材センター
- 3 契約の相手方とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当し、見積書の金額が 予定価格の制限内であったため。
- 4 契約年月日

平成29年4月1日

休日15時30分から17時30分まで

5 契約金額

664,632円

6 担当課

住 所: 輪島市門前町広岡5の3 所 属: 石川県立門前高等学校

連絡先: TEL 0768-42-1161 FAX 0768-42-0009